

パートナーズ(正会員)制度に関する規則

第1条 サポーター(正会員)

特定非営利活動法人スポコレ(以下、スポコレという)の使命および活動趣旨に賛同して入会した会員を正会員とする。

第2条 入会手続

スポコレ正会員に入会しようとする個人(または法人)は、スポコレが指定する決済方法において当該年会費を納入する。

(※万が一、住所・電話番号・メールアドレスなど入会手続きにおける入力事項が本人の正しい情報では無い場合、入会をお断りする場合がございます。第七条にあたる行為を行った場合はただちに会員資格を喪失するものとします。)

第3条 退会

退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所定手続きを行い、随時退会ができる。

(※退会をご希望の際は info@spocolle.com まで、件名を「正会員退会希望」にしたメールにて、登録されているお名前・ご住所・電話番号をお知らせください。)

第4条 会費

会員は、会費を所定の方法によりスポコレに支払う。なお、一旦支払った会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

◆会費:年 5,000 円(個人)、年 30,000 円(法人)

会員資格の有効期間は、入会した日からとし、次回決済日は、翌年同日とする。

第5条 特典

会員に対する特典は、スポコレが別途定め、その内容を告知する。

第6条 届出事項の変更

会員は、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等届出事項に変更があった場合は、すみやかにスポコレまで連絡しなければならない。

第7条 会員資格の喪失

会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

1. 所定の退会手続きを完了したとき。
2. 会費の納入がないとき。
3. スポコレの活動趣旨に反する行為をとったとき、或いは信用を失う行為があった場合。

第8条 規則の改正

本規則が改正された場合は、施行前にスポコレより会員に対し、その内容を告知する。

第9条 その他

本規則は、2013年7月1日より施行する。